

規 則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十二号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の表埼玉県利根地域振興センターの項中「、北埼玉郡」を削る。

第十七条の表埼玉県行田県税事務所の項中「、北埼玉郡」を削り、同表埼玉県

春日部県税事務所の項中「栗橋町、」及び「、鷲宮町」を削る。

第十九条の二の表埼玉県東部環境管理事務所の項及び第二十条の表埼玉県熊谷児童相談所の項中「、北埼玉郡」を削る。

第二十二条の表埼玉県北埼玉福祉保健総合センターの項中「、北埼玉郡」を削り、同表埼玉県埼玉葛北福祉保健総合センターの項中「栗橋町、鷲宮町、」を削る。

第二十二条の三第二項の表埼玉県北埼玉福祉保健総合センターの項を削り、同表埼玉県埼玉葛北福祉保健総合センターの項中「栗橋町、鷲宮町、」を削る。

第二十五条の表埼玉県加須保健所の項中「、北埼玉郡」を削り、同表埼玉県幸手保健所の項中「栗橋町、」及び「、鷲宮町」を削る。

第二十八条の表埼玉県熊谷保健所の項、第三十七条の表埼玉県熊谷家畜保健衛生所の項及び第五十三条第二項の表中「、北埼玉郡」を削る。

第五十三条の四第二項の表中「、北埼玉郡、南埼玉郡のうち菖蒲町」を削る。

第六十六条第二項の表埼玉県加須農林振興センターの項、第百九条第二項の表、第百十八条第二項の表埼玉県行田県土整備事務所の項及び第百三十一条の十四第二項の表埼玉県熊谷建築安全センターの項中「、北埼玉郡」を削る。

第百三十六条の四第一項の表中「北埼玉郡騎西町」を「加須市」に改める。

第二条 埼玉県行政組織規則の一部を次のように改正する。

目次中「第一款の三 環境管理事務所（第十九条の二・第十九条の三）」を「第一款の三 環境管理事務所（第十九条の二・第十九条の三）」に、「第二款の四 福祉事務所（第十九条の四―第十九条の六）」を「―第二十一条の二」に、「第三款 福祉保健総合センター（第二十二

条―第二十四条)」を「第三款 削除」に、「第三十七款 下水道事務所（第三百三十一條の十一―第三百三十一條の十三）」を「第三十七款 削除」に、「第十一款 県立大学（第五百五十一條・第五百五十一條の二）」を「第十一款 削除」に改める。

第三条の表環境部の項中「青空再生課」を「大気環境課」に改め、同表福祉部

の項中		「高 齢 者 福 祉 課」		を「高 齢 介 護 課」	
介 護 保 險 課					

「護 課」に、「福祉施設監査課」を「福祉監査課」に改め、同表都

市整備部の項中		「公園 スタジアム 課」		を「公園 ス タジアム 課」	
下 水 道 課					
開 発 指 導 課					

「タ ジ ア ム 課」に改める。

第六条の二企画総務課の項第一号中「八都県市首脳会議」を「九都県市首脳会議」に改め、同項第六号中「地方分権」を「地域主権改革」に改め、同条情報企画課の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 住民基本台帳法の施行（本人確認情報の処理及び利用等に係るものに限る。）に関すること。

第六条の二地域政策課の項第二号中「地方分権」を「地域主権改革」に、「他の機関」を「企画総務課」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 市町村の広域行政に関すること。

第六条の二市町村課の項第四号中「施行」の下に「（情報企画課において所掌するものを除く。）」を加え、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同条土地水政策課の項第二号中「（開発指導課において所掌するものを除く。）」を削り、同項第四号及び第五号を次のように改める。

四 地価調査に関すること。

五 不動産の鑑定評価に関する法律の施行に関すること。

第六条の二土地水政策課の項第七号中「（他の機関において所掌するものを除く。）」を削り、同号を同項第八号とし、同項第六号中「（他の機関において所掌するものを除く。）」を削り、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一

号を加える。

六 租税特別措置法施行令に基づく土地に係る譲渡予定価額についての申出の処理等に関すること。

第六条の二土地水政策課の項に次の二号を加える。

九 水資源開発事業の促進に関すること。

十 水源地域対策特別措置法の施行に関すること。

第七条学事課の項第三号中「県立大学」を「公立大学法人埼玉県立大学」に改め、同条税務課の項第六号中「、県税事務所等」を「及び県税事務所」に改め、同項第七号中「税務局長等」を「税務局長」に改める。

第七条の二文化振興課の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 埼玉県文化振興基金条例の施行に関すること。

第七条の四環境政策課の項中第十三号を第十四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 エネルギーの有効利用に係る総合的企画及び調査研究に関すること。

第七条の四温暖化対策課の項第三号及び第四号中「青空再生課」を「大気環境課」に改め、同項第五号中「有効利用」の下に「（環境政策課において所掌するものを除く。）」を加え、同条青空再生課の項第十一号中「抑制」の下に「（他の機関において所掌するものを除く。）」を加え、同項を同条大気環境課の項とし、同条水環境課の項及び資源循環推進課の項第五号中「青空再生課」を「大気環境課」に改め、同条自然環境課の項中第十四号及び第十五号を削り、第十六号を第十四号とし、第十七号から第二十号までを二号ずつ繰り上げ、同条みどり再生課の項第三号中「自然環境課及び」を削る。

第八条福祉政策課の項第五号中「福祉保健総合センター」を「福祉事務所」に改め、「（福祉部に係る事務に限る。）」を削り、同条高齢者福祉課の項第四号中「介護保険事業支援計画等の策定及び進行管理並びに介護老人保健施設及び訪問看護事業所の整備等に関することに限る」を「他の機関において所掌するものを除く」に改め、同項を同条高齢介護課の項とし、同条介護保険課の項を削り、同条障害者自立支援課の項第三号中「に基づく障害児の福祉」を「の施行（障害児施設給付費の支給、知的障害児施設の指定等に関することに限る。）」に改め、同条福祉施設監査課の項を次のように改める。

福祉監査課

一 社会福祉法人及び社会福祉施設の運営の監査並びに社会福祉施設の検査に関するいつ。

二 介護保険法の施行（居宅サービス事業等の人員、設備及び運営の内容及びに介護給付費等の請求に係る指導及び検査に関することに限る。）に関するすること。

三 障害者自立支援法の施行（障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の内容及びに介護給付費等の請求に係る指導及び検査に関することに限る。）に関するすること。

四 児童福祉法の施行（知的障害児施設等の人員、設備及び運営の内容及びに障害児施設給付費の請求に係る指導及び検査に関することに限る。）に関するすること。

第八条少子政策課の項第四号中「及び放課後児童健全育成事業」を「、放課後児童健全育成事業及び地域子育て支援拠点事業」に改める。

第九条保健医療政策課の項第九号中「福祉保健総合センターとの連絡調整（福祉部に係る事務を除く。）並びに」を削り、「、衛生研究所及び県立大学」を「及び衛生研究所」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 公立大学法人埼玉県立大学に関すること。

第九条薬務課の項第十二号中「医薬分業体制の整備」を「医薬分業」に改め、同項に次の一号を加える。

十三 自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の普及推進に関すること。

第十条産業労働政策課の項第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 姉妹友好州省とのインターシップに関すること。

第十条産業支援課の項第十六号を第十七号とし、第六号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 株式会社企業再生支援機構法の施行に関すること。

第十条勤労者福祉課の項第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十一条農業政策課の項第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 国際農業交流（農業支援課において所掌するものを除く。）に関すること。

第十一条農産物安全課の項第十一号を第十二号とし、同項第十号中「品質・安全性」を「安全性の確保」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「有機農産物の生産」を「有機農業」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中

「（他の機関において所掌するものを除く。）」を削り、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第十一条農業支援課の項第十一号中「国際農業交流」の下に「（協同農業普及事業に係るものに限る。）」を加え、同条生産振興課の項第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関すること。

第十二条建設管理課の項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行（建設業者の届出等の受理に関することに限る。）に関すること。

第十三条都市計画課の項中第十六号を第二十三号とし、第十五号を第二十二号とし、第十四号の次に次の七号を加える。

十五 流域別下水道整備総合計画の策定に関すること。

十六 市町村下水道の事業計画の認可及び建設の支援に関すること。

十七 終末処理場の維持管理に係る措置勧告に関すること。

十八 都市計画法に基づく開発行為等の規制に係る指導調整に関すること。

十九 都市計画法施行法第七条の規定に基づく事務に関すること。

二十 租税特別措置法に基づく優良な宅地及び住宅の認定に係る指導に関すること。

二十一 独立行政法人住宅金融支援機構法に基づく融資宅地造成工事の設計審査及び現場審査に係る指導調整に関すること。

第十三条市街地整備課の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 伊奈特定土地区画整理事業の施行に関すること。

第十三条下水道課の項及び開発指導課の項を削り、同条建築安全課の項中第十一号を第十五号とし、第十号の次に次の四号を加える。

十一 宅地建物取引業法の施行に関すること。

十二 積立式宅地建物販売業法の施行に関すること。

十三 不動産特定共同事業法の施行に関すること。

十四 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行（宅地建物取引業者の届出等の受理に関することに限る。）に関すること。

第十三条住宅課の項第十五号中「施行」の下に「（他の機関において所掌するものを除く。）」を加え、同項第十六号中「施行」の下に「（建設管理課及び建築安全課において所掌するものを除く。）」を加える。

第十五条出納総務課の項中第十三号を第十四号とし、第四号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 支出負担行為に関する確認（所轄所に係るものに限る。）に関すること。
第十六条の二第二項第六号中「地方分権」を「地域主権改革」に改める。

第十八条第一項第一号中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」に改め、同条第三項中第二号を削り、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 自動車取得税の賦課徴収に関すること。
第十八条第三項第三号及び第五号中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」に改める。

第十九条の三第一項第二十四号中「報告」の下に「、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に関すること（大気環境課において所掌するものを除く。）」を加える。

第三章第一節第一款の三の次に次の一款を加える。

第一款の四 福祉事務所

（名称、位置及び所管区域）

第十九条の四 埼玉県福祉事務所設置条例（平成二十一年埼玉県条例第十号）により設置された福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
埼玉県東部中央福祉事務所	春日部市	北足立郡、南埼玉郡、北葛飾郡
埼玉県西部福祉事務所	坂戸市	入間郡、比企郡、秩父郡のうち東秩父村
埼玉県北部福祉事務所	本庄市	児玉郡、大里郡
埼玉県秩父福祉事務所	秩父市	秩父郡（東秩父村を除く。）

（事務）

第十九条の五 福祉事務所においては、次の事務を所掌する。

一 生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に定める援護、育成及び更生の措置（次条第一項第六号に掲げるものを除く。）に関すること。

二 障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当及び児童扶養手当の支給に関する

ること。

三 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

四 戦傷病者戦没者遺族等の援護に関すること。

(他の所掌事務及びその所管区域)

第十九条の六 福祉事務所においては、前条各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 地域社会福祉事業の振興に関すること。
- 二 民生委員及び児童委員に関すること。
- 三 家庭児童の相談指導に関すること。
- 四 婦人、老人並びに心身障害者及び心身障害児の福祉に関すること。
- 五 老人福祉施設、心身障害者施設等の整備及び運営指導に関すること。
- 六 母子及び寡婦福祉法に定める資金の貸付けに関すること。
- 七 地域高齢社会対策の推進に関すること。
- 八 介護保険事務の推進に関すること。
- 九 市町村への助言及び援助並びに市町村との連絡調整に関すること。
- 十 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定する被害者の援護に関すること。

2

前項各号に掲げる事務の所管区域は、次のとおりとする。

福祉事務所名	所管区域
埼玉県東部中央福祉事務所	さいたま市、川口市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、北足立郡、北葛飾郡、南埼玉郡
埼玉県西部福祉事務所	川越市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、入間郡、比企郡、秩父郡のうち東秩父村
埼玉県北部福祉事務所	熊谷市、本庄市、深谷市、児玉郡、大里郡
埼玉県秩父福祉事務所	秩父市、秩父郡（東秩父村を除く。）

第三章第一節第二款中第二十一条の次に次の一条を加える。

(支所)

第二十一条の二 埼玉県越谷児童相談所に、その所掌事務の一部を処理させるため、支所を置く。

2 支所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位置
埼玉県越谷児童相談所草加支所		草加市

第三章第一節第三款を次のように改める。

第三款 削除

第二十二條から第二十四條まで 削除

第二十五條の表を次のように改める。

名 称	位 置	所 管 区 域
埼玉県春日部保健所	春日部市	春日部市、越谷市、北葛飾郡のうち松伏町
埼玉県草加保健所	草加市	草加市、八潮市、三郷市、吉川市
埼玉県鴻巣保健所	鴻巣市	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、北足立郡
埼玉県東松山保健所	東松山市	東松山市、比企郡（鳩山町を除く。）、秩父郡のうち東秩父村
埼玉県坂戸保健所	坂戸市	坂戸市、鶴ヶ島市、入間郡（三芳町を除く。）、比企郡のうち鳩山町
埼玉県狭山保健所	狭山市	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
埼玉県加須保健所	加須市	行田市、加須市、羽生市
埼玉県幸手保健所	幸手市	久喜市、蓮田市、幸手市、南埼玉郡、北葛飾郡のうち杉戸町
埼玉県熊谷保健所	熊谷市	熊谷市、深谷市、大里郡
埼玉県本庄保健所	本庄市	本庄市、児玉郡
埼玉県秩父保健所	秩父市	秩父市、秩父郡（東秩父村を除く。）

第二十五條の二第一項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 クリーニング師、調理師、製菓衛生師及び准看護師の試験及び免許、登録

販売者の試験及び登録、歯科技工士及び毒物劇物取扱者の試験並びに栄養士及び診療エックス線技師の免許に関すること（試験にあつては合格証明書の交付に係るもの、免許にあつては登録並びに免許証の交付及び書換えに係るもの、

登録にあつては登録並びに登録証の交付及び書換えに係るものに限る。）。

第二十五条の二第二項を削り、同条第三項中「前項の」を「前項第十五号に掲げる」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する事務のほか、埼玉県草加保健所においては草加保健所及び越谷児童相談所草加支所の庁舎の管理、埼玉県坂戸保健所においては坂戸保健所及び西部福祉事務所の庁舎の管理、埼玉県本庄保健所においては本庄保健所及び北部福祉事務所の庁舎の管理、埼玉県秩父保健所においては秩父保健所及び秩父福祉事務所の庁舎の管理に関する事務を所掌する。

第二十六条及び第二十七条を次のように改める。

第二十六条及び第二十七条 削除

第二十八条の表を次のように改める。

保 健 所 名	所 掌 区 域
埼玉県川口保健所	川口市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、入間郡のうち三芳町
埼玉県春日部保健所	行田市、加須市、春日部市、羽生市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、南埼玉郡、北葛飾郡
埼玉県狭山保健所	所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、入間郡（三芳町を除く。）、比企郡、秩父郡のうち東秩父村
埼玉県熊谷保健所	熊谷市、秩父市、本庄市、鴻巣市、深谷市、上尾市、桶川市、北本市、北足立郡、秩父郡（東秩父村を除く。）、児玉郡、大里郡

第二十八条の二第二項中「埼玉県所沢保健所」を「埼玉県坂戸保健所」に改める。

第三十三条中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 肥料取締法に基づく検査等に関すること。

五 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく検査を行うこと。

第五十条第三号中「係る」の下に「工事及び」を加える。

第五十三條第二項の表中「、行田市」及び「、加須市」を削り、「羽生市」を「鴻巣市」に、「横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町」を「上尾市、桶川市、北本市、北足立郡、秩父郡（東秩父村を除く。）」に改める。

第六十六條第三項中「ついては」の下に「、埼玉県東松山農林振興センターの所管区域は、前項に規定する埼玉県東松山農林振興センターの所管区域に同項に規定する埼玉県川越農林振興センターの所管区域を加えた区域とし」を加え、「前項に」を「同項に」に、「、同項」を「同項」に改める。

第六十七條第一項に次の四号を加える。

三十三 有機農業の推進に関すること。

三十四 農産物の安全性の確保に関すること。

三十五 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づく事務に関すること。

三十六 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づく事務に関すること。

第六十七條第四項中「、春日部農林振興センターにおいては春日部農林振興センター久喜農業支援部の庁舎の管理に関する事務を」を削る。

第六十八條の表中「埼玉県加須農林振興センター」を「埼玉県加須農林振興センター」に、「埼玉県川越農林振興センター」を「埼玉県春日部農林振興センター」に改め、「飯能農業支援部」を削り、同表埼玉県秩父農林振興センターの項及び埼玉県春日部農林振興センターの項を削る。

第七十四條の二第二項の表中「茶業特産研究所」を「茶業研究所」に改める。

第七十四條の三第一項第五号及び第六号を削り、同条第三項中「茶業特産研究所」を「茶業研究所」に改め、同項第一号及び第二号中「特産作物の」を削り、同項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、「の特産物」を削り、同号を同項第三号とする。

第二百二十條の表埼玉県朝霞県土整備事務所の項中「道路公園河川部」を「道路公園部」に改める。

第三百三十一條の八第二項の表埼玉県伊奈新都市建設事務所の項を削る。

第三百三十一條の九第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第三章第二節第三十七款を次のように改める。

「道路公園部」に改める。

「河川部」

第三百三十一條の八第二項の表埼玉県伊奈新都市建設事務所の項を削る。

第三百三十一條の九第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第三章第二節第三十七款を次のように改める。

第三十七款 削除

第三百三十一条の十一から第三百三十一条の十三まで 削除

第三百三十一条の十五第十二号を次のように改める。

十二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定、地位の承継、報告の受理及び措置命令等に関すること。

第三百三十六条の五中「研究企画室」の下に「及び研究推進室」を加える。

第三章第三節第十一款を次のように改める。

第十一款 削除

第五百五十一条及び第五百五十一条の二 削除

第六百六十一条を次のように改める。

(組織)

第六百六十一条 埼玉県産業技術総合センターに、次に掲げる室を置く。

総務・企画室

試験研究室

技術革新支援室

第八百八十六条中「(埼玉県立大学にあつては、学長)」を削る。

第八百八十七条の表埼玉県市町村合併推進審議会の項から埼玉県国土利用計画審議会の項までを次のように改める。

埼玉県本人確認情報保護審議会	住民基本台帳法第三十条の九第二項の規定による本人確認情報の保護その他同法によりその権限に属する事項の調査審議及びその建議に関する事務	情報企画課
埼玉県固定資産評価審議会	地方税法第四百一条の二第二項の規定による固定資産の評価に関する事項を調査審議する。	市町村課
埼玉県国土利用計画審議会	国土利用計画法の規定によりその権限に属する県計画、市町村計画及び土地利用基本計画の制定及び変更に対する意見の答申、知事の諮問に応じ県の区域における国土の利用に関する基本的事項及び土地利用に関する重要事項の調査審議並びに国土調査法に基づく国土調査に関する重要事項の調査審議に関する事務	政策課

埼玉県土地利用審査会	国土利用計画法の規定によりその権限に属する規制区域の指定及びその解除並びに規制区域の減少についての確認、土地に関する権利の移転等の許可及び届出並びに遊休土地に係る計画の届出に対する意見の答申並びに同法の規定による審査請求に関する事務	水 地 土
------------	--	-------------

第百八十七条の表埼玉県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会の項中「~~埼玉県加須保健所~~」を「~~埼玉県熊谷保健所~~」に改め、同表埼玉県介護保険審査会の項中「~~埼玉県加須保健所~~」を「~~埼玉県熊谷保健所~~」に改め、同表埼玉県鴻巣保健所感染症診査協議会の項中「埼玉県鴻巣保健所感染症診査協議会」を「埼玉県春日部保健所感染症診査協議会」に、「埼玉県鴻巣保健所」を「~~埼玉県春日部保健所~~」に改め、同表埼玉県坂戸保健所感染症診査協議会の項中「埼玉県坂戸保健所感染症診査協議会」を「埼玉県草加保健所感染症診査協議会」に、「埼玉県坂戸保健所」を「埼玉県草加保健所の」に、「~~埼玉県坂戸保健所~~」を「~~埼玉県熊谷保健所~~」に改め、同表埼玉県所沢保健所感染症診査協議会の項中「埼玉県所沢保健所感染症診査協議会」を「埼玉県鴻巣保健所感染症診査協議会」に、「埼玉県所沢保健所」を「埼玉県鴻巣保健所の」に、「~~埼玉県所沢保健所~~」を「~~埼玉県鴻巣保健所~~」に改め、同表埼玉県秩父保健所感染症診査協議会の項中「埼玉県秩父保健所感染症診査協議会」を「埼玉県坂戸保健所感染症診査協議会」に、「埼玉県秩父保健所の」を「埼玉県坂戸保健所の」に、「~~埼玉県秩父保健所~~」を「~~埼玉県坂戸保健所~~」に改め、同表埼玉県本庄保健所感染症診査協議会の項中「埼玉県本庄保健所感染症診査協議会」を「埼玉県狭山保健所感染症診査協議会」に、「埼玉県本庄保健所の」を「埼玉県狭山保健所の」に、「~~埼玉県本庄保健所~~」を「~~埼玉県熊谷保健所~~」に改め、同表埼玉県熊谷保健所感染症診査協議会の項中「埼玉県熊谷保健所感染症診査協議会」を「埼玉県加須保健所感染症診査協議会」に、「埼玉県熊谷保健所の」を「埼玉県加須保健所の」に、「~~埼玉県熊谷保健所~~」を「~~埼玉県加須保健所~~」に改め、同表埼玉県春日部保健所感染症診査協議会の項中「埼玉県春日部保健所感染症診査協議会」を「埼玉県熊谷保健所感染症診査協議会」に、「埼玉県春日部保健所の」を「埼玉県熊谷保健所の」に、「~~埼玉県春日部保健所~~」を「~~埼玉県熊谷保健所~~」に改め、同表埼玉県越谷保健所感染症診査協議会の項中「埼玉県越谷保健

健所感染症診査協議会」を「埼玉県本庄保健所感染症診査協議会」に、「埼玉県越谷保健所の」を「埼玉県本庄保健所の」に、「埼玉県川越保健所の」を「埼玉県幸手保健所感染症診査協議会」の項中「埼玉県幸手保健所感染症診査協議会」を「埼玉県秩父保健所感染症診査協議会」に、「埼玉県幸手保健所の」を「埼玉県秩父保健所の」に、「埼玉県秩父保健所の」を「埼玉県秩父保健所の」に改め、同表埼玉県都市計画審議会の項を次のように改める。

埼玉県都市計画審議会	都市計画法の規定によりその権限に属する都市計画区域及び準都市計画区域の指定、変更及び廃止並びに都市計画の決定及び変更についての調査審議、知事が諮問する都市計画に関する事項についての調査審議並びに都市計画に関する事項についての関係行政機関への建議並びに建築基準法及び土地区画整理法の規定によりその権限に属する事項に関する事務	都市計画法第五十条第一項に規定する審査請求に対する裁決その他同法によりその権限に属する事項に関する事務
都市計画課		

第百八十七条の表中

埼玉県土地利用審査会	国土利用計画法の規定によりその権限に属する規制区域の指定及びその解除並びに規制区域の減少についての確認、土地に関する権利の移転等の許可及び届出並びに遊休土地に係る計画の届出に対する意見の答申並びに同法の規定による審査請求に関する事務	指導課
埼玉県開発審査会	都市計画法第五十条第一項に規定する審査請求に対する裁決その他同法によりその権限に属する事項に関する事務	開発
埼玉県宅地建物取引業審議会	知事の諮問に応じ、宅地建物取引業に関する重要事項を調査審議する。	開
埼玉県建築審査会	建築基準法第七十八条の規定による特定行政庁又は建築主事の処分等に対する審査請求の裁定及び壁面線の指定等に対する同意並びに同法の施行に関する重要事項の調査審議に関する事務	安全課
埼玉県建築士審査会	建築士法第二十八条の規定による建築士試験に関する事務及び同法の規定によりその権限に属された事務	建築課

を

項	項
を	を
処	処
理	理
す	す
事	事
務	務

埼玉県建築審査会	建築基準法第七十八条の規定による特定行政庁又は建築主事の処分等に対する審査請求の裁定及び壁面線の指定等に対する同意並びに同法の施行に関する重要事項の調査審議に関する事務	全
埼玉県建築士審査会	建築士法第二十八条の規定による建築士試験に関する事務及び同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する事務	安
埼玉県宅地建物取引業審議会	知事の諮問に応じ、宅地建物取引業に関する重要事項を調査審議する。	建

改め、同表上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理審議会の項中「**宅地建物取引業**」を「**宅地建物取引業**」に改める。

第百八十八条第三項の表本庁の項を次のように改める。

本庁	特別参与	知事室長の命を受け、特に指定された重要事項を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
	政策幹	上司の命を受け、特に指定された重要事項を掌理するとともに、当該指定事項について、総合調整幹を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	副総合調整幹	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、総合調整幹を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	副報道長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、報道長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	室長付	上司の命を受け、上司の所掌する職務のうち、特定事務に従事する。
	副室長	上司の命を受け、特に指定された事項

	会計管理者付	を掌理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	上司の命を受け、会計管理者の特定事務に従事する。	

第百八十八条第三項の表職員健康支援課及び医療整備課の項の次に次のように加える。

企画総務課	政策幹	上司の命を受け、特に指定された重要事項を掌理するとともに、当該指定事項について、課長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
-------	-----	--

第百八十八条第三項の表福祉施設監査課の項中「福祉施設監査課」を「福祉監査課」に改め、同表健康づくり支援課の項中「健康づくり支援課」の下に「及び疾病対策課」を加え、同表に次のように加える。

出納総務課	出納審査幹	上司の命を受け、所轄所の会計事務の指導に関する事務を掌理するとともに、当該指定事項について、課長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
-------	-------	--

第百九十一条中「学長、教員、事務職員及び技術職員（第百九十五条において「学長等」という。）以外の」を削る。

第百九十二条第一項中「（埼玉県立大学を除く。以下同じ。）」を削り、同項の表地域機関の項中「及び埼玉県産業技術総合センター」を削り、「及び埼玉県立精神保健福祉センター」を「、埼玉県立精神保健福祉センター及び埼玉県産業技術総合センター」に、「以下この表及び次項」を「次項及び第三項」に改め、同表支所の項中「茶業特産研究所」を「茶業研究所」に、「次項」を「第三項」に改め、同表埼玉県環境科学国際センター及び埼玉県産業技術総合センターの項中「及び埼玉県産業技術総合センター」を削り、同表県土整備事務所の項を次のように改める。

県土整備事務所	技術管理主幹	上司の命を受け、特に指定された土木に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
---------	--------	--

第百九十二条第三項の表地域機関の項中「副園長、埼玉県立精神保健福祉セン

ター」の下に「及び埼玉県産業技術総合センター」を加え、「。以下この項において「副所長」という。」を削り、同表支所の項中「茶業特産研究所」を「茶業研究所」に改め、同表埼玉県衛生研究所、埼玉県農林総合研究センター及び埼玉県立精神保健福祉センターの項中「埼玉県衛生研究所、」を削り、同表埼玉県環境科学国際センター及び埼玉県産業技術総合センターの項の次に次のように加える。

埼玉県衛生研究所				
地域保健企画室	長	微生物・ウイルス感染症室長	食品媒介感染症室長	化学検査室長
上司の命を受け、特に指定された極めて高度の事項を処理するとともに、当該事項について、所長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。				

第百九十二条第三項の表埼玉県産業技術総合センターの項を次のように改める。

埼玉県産業技術総合センター	技術支援交流室長
上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、北部研究所長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。	

第百九十二条第三項の表児童相談所、福祉保健総合センター、保健所及び埼玉県衛生研究所の項中「、福祉保健総合センター」を削り、同表福祉保健総合センター、保健所、埼玉県衛生研究所、埼玉県総合リハビリテーションセンター及び埼玉県立精神保健福祉センターの項中「福祉保健総合センター、」を削る。

第百九十五条中「学長等以外の」を削る。

第百九十六条から第百九十八条までを次のように改める。

第百九十六条から第百九十八条まで 削除

第三条 埼玉県行政組織規則の一部を次のように改正する。

第百八十七条の表中

埼玉県景観審議会	
知事の諮問に応じ、景観形成に関する重要事項を調査審議する。	
埼玉県屋外広告物審議会	知事の諮問に応じ、屋外広告物に関する重要事項を調査審議し及びその建議に関する事務を行う。
市	を

田園都	

埼玉県景観審議会	知事の諮問に応じ、景観形成及び屋外広告物に関する重要事項を調査審議する。
田園都市づくり課	

改める。

附 則

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第三条の規定 平成二十二年九月二日

三 第二条中埼玉県行政組織規則第十一条農産物安全課の項の改正規定（同項第八号の改正規定（「（他の機関において所掌するものを除く。）」を削る部分に限る。）、同項第九号の改正規定（「有機農産物の生産」を「有機農業」に改める部分に限る。）及び同項第十号の改正規定（「品質・安全性」を「安全性の確保」に改める部分に限る。）を除く。）及び同規則第六十七条第一項に四号を加える改正規定（第三十六号に係る部分に限る。） 平成二十二年十月一日

2 この規則の施行の際、環境部青空再生課に勤務している者は、別に辞令を発せられない限り、同一の職により、環境部大気環境課に勤務を命ぜられたものとする。

3 この規則の施行の際、次の表の上欄に掲げる機関の職を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、同表の上欄に対応する下欄に掲げる機関の職を命ぜられたものとする。

農林総合研究センター茶業特産研究所長	農林総合研究センター茶業研究所長
所長	
農林総合研究センター茶業特産研究所次長	農林総合研究センター茶業研究所次長
所次長	